平成２５年（フ）第１８９号
大分市高松東１丁目１番15号マーベリー高松402号室、住民票上の住所大分市岩田町２丁目６番20号
債務者　佐藤　秀行
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　昭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９１号
横浜市都筑区茅ケ崎中央13番16号　クレール１番館501
債務者　福谷　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７２号
埼玉県川口市北原台２丁目12番25号
債務者　佐々木葉史
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８４号
名古屋市中川区吉津３丁目3207番地　ドリームハウスコダマ101号、従前の住所名古屋市瑞穂区彌富通５丁目３番地　レジデンスナカクニ301号
債務者　佐藤　純司
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝　　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
長野県茅野市宮川11188番地１
債務者　倉澤　徳義
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　路子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３９号
長野県茅野市宮川11188番地１
債務者　倉澤　節子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲生　路子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２６号
群馬県前橋市小相木町１丁目２番地４　小相木ビル205号
債務者　西　　勝弘
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８６３号
横浜市磯子区磯子４丁目13番10―105号
債務者　原田　泰之
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　嘉満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７号
島根県大田市温泉津町井田イ338番地６
債務者　伊達　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２２号
島根県大田市大屋町大屋266番地３、前住所島根県大田市川合町吉永408番地９
債務者　辻　　凉子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１２４号
函館市日吉町２丁目11番10号
債務者　西山　光枝（旧姓湯澤）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９号
島根県大田市三瓶町小屋原852番地２
債務者　佐藤　祐亮
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１５２号
愛知県豊田市豊栄町８丁目78番地　弥栄社宅507号
債務者　大城　雅晃
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４３１号
埼玉県蕨市塚越７丁目21番１号　越川ビル103号
債務者　秋山加代子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
埼玉県上尾市谷津１丁目６番５号　小川テラスハウス１号室、住民票上の住所埼玉県上尾市谷津１丁目７番25号
債務者　㐂藤　雅史
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
埼玉県川越市中台１丁目９番地１　126号室、土地の名称地番変更前の表示埼玉県川越市大字今福1672番地１　126号室
債務者　大杉　勝次
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３４号
埼玉県入間市大字仏子1471番地20　モナークハイムⅡ102
債務者　浮中　政雄
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部